

デ社第245号
令和5年6月12日

各都道府県番号制度主管部局長 殿

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官
(ID 認証・マイナンバー担当)
(公印省略)

令和5年6月改版後データ標準レイアウトに基づく
情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、令和5年6月にデータ標準レイアウトの改版を実施する予定としております。

つきましては、当該改版後のデータ標準レイアウト（以下「改版後データ標準レイアウト」という。）に基づく情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（※1）の対象とする事務手続（※2）の一覧を別紙のとおり整理しましたのでお知らせします。

- （※1）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。
- （※2）別紙の「試行運用対象」列に、令和5年6月19日から試行運用を開始する事務手続には「○」を、令和5年6月19日より前から試行運用を継続している事務手続には「◎」を記載しております。

これらについては、住民への周知等（※3）に御活用頂くとともに、特に、今回新規に開始される事務等として試行運用の対象としている事務手続が含まれていますので、対象事務手続を御確認頂き、今後の関係府省からの通知等に御留意の上で対応に遺漏が無いよう準備をお願いします。

- （※3）「情報提供ネットワークシステムの運用開始について（平成29年4月21日付け府番第77号・総官企第227号。）」「7 広報対応」を参照ください。

また、改版後データ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日については、令和5年6月19日としますので、併せてお知らせします。（※4）

- （※4）ただし、特定個人情報107（戸籍関係情報）に係る情報連携については、令和6年3月以降の運用開始予定となります。運用開始時期の詳細については別途通知いたします。

本通知の内容は、関係制度所管府省に対しても周知等を依頼しておりますが、各地方公共団体の個人番号利用事務の所管課においても適切に対応されるよう、貴都道府県内の個人番号利用事務の所管課及び貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【添付書類】

（別紙 1-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.6.19 時点）

（別紙 1-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.6.19 時点）

（別紙 2-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.6.19 時点）

（別紙 2-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.6.19 時点）

（問い合わせ先）
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID 認証・マイナンバー担当 佐藤
連絡先 i.bangoseido@digital.go.jp

（以上）